

小丸川ごみマップ 2018



不法投棄は、法律の規定により厳しく罰せられます。

- 河川法 (河川法施行令) により
 - ・ 3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金
- 廃棄物処理及び清掃に関する法律により
 - ・ 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、またはその両方
 - ・ 事業者の場合、3億円以下の罰金



凡例	ゴミの種類	ゴミの内訳
●	家庭ゴミ	紙くず、生ゴミ、弁当殻、たばこの吸殻、衣類、空き缶、ペットボトル、シャンプーの空きボトル、釣具、フライパン、貝殻、DVD、花火、ビニルホース、段ボール、米、プラスチック製樽、玩具、食器、蛍光灯、ハンガー
●	粗大ゴミ	自転車、バイク、冷蔵庫、ふとん、木材、便器
●	草木類	竹の皮、伐採木、刈草、落ち葉
●	その他	コンクリート殻、建築廃材、土砂、園芸用土、タイヤ、塗料缶、農薬、消火器

※国土交通省管理区間
 ○小丸川 10.2km (河口～比木橋上流まで)
 ○宮田川 2.5km (河口～二本松橋下流まで・宮田川水門～古港樋管まで)